

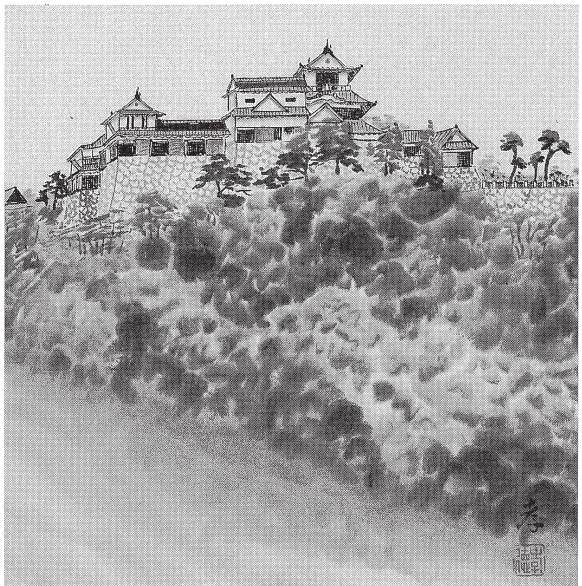
土州松山占領 苦難の松山藩主

松平勝成・定昭父子(一)

元四国郵政研修所長
伊予史談会会員 山崎 善啓

一、幕末・維新期の松山藩

近代日本の夜明け前ともいえる明治維新において、松山藩は極めて受難多き時代であった。第二次長州征伐の後遺症で、長州藩逆襲の悪夢におびえた時期、鳥羽・伏見の戦い後、朝敵となつて追討されることとなり、恭順か抗戦か一大論争がうず巻いた時期、松山城明渡し、土佐藩占領下の忍従の四か月、藩主の長期にわたる蟄居、十五万両という大金の献納な



松山城 (西川孝徳・画)

慶応四年(一八六八)一月、鳥羽・伏見の戦いに勝利した朝廷は徳川慶喜に味方した藩主らを処分した。松山藩主松平定昭は、親藩として慶喜と行動をとるにしていたため、一月に次のとおり処分された。
八日 松山藩兵の宮門出入禁止
九日 江戸藩邸の没収
十日 藩主定昭の処分、官位剥奪、京都屋敷の没収、残兵追放、征討軍巡遣を布告

ど苦難の続いた数年間であった。この時期、唯一の救いは土佐藩の温情ある計らいによって、いち早く保護占領され、城下で戦火を交えることなく、松山城が無血開城されたことであつた。

松山築城開始四百年に当たり、歴代藩主の中で最も苦難の時代を生きた二人の藩主にスポットをあてて、その時代をひもといてみることにしたい。

二、朝敵となつた松山藩主

こうして松山藩は、朝敵の烙印を押された。このころ、定昭は堺から三津浜に帰る蒸気船の中であり、朝敵布告を知る由もなかった。旧幕府軍の軍配書によれば、松山藩兵は天保山守備であつた。これがどうした事情か「弊藩誤て本月三日伏見ニ於テ会津桑名等ノ諸藩ト錦旗ニ抗シ戦利アラス」(県編年史第九)とあるように参戦していた。このことは大坂城内の定昭には知らされていなかった。

三、前藩主勝成の苦悩

藩主定昭が、慶喜に従つて下坂したと、一月三日の鳥羽伏見戦の模様は、大坂から国元の隠居中の前藩主勝成の下に早飛脚で通報された。勝成はこの事変に驚き、筆頭家老の奥平弾正と打ち合わせの結果、直ちに次の嘆願書を朝廷に差し出した。
同氏伊予守儀去秋家督以後滞京仕居申候処、旧臘麾下物情不穩、慶喜下坂之節附添罷下鎮撫之節尽力仕候得共、麾下既ニ妄举有之趣伊予守申越候間、私儀隠居之身分二者御座候得共、朝廷為御警備不取敢上京仕度、此段宜御執奏奉懇願候、誠恐誠惶頓首謹言
正月六日 松平勝成



第13・15代藩主松平勝成肖像

勝成は徳川方が賊軍となり、定昭も朝敵となるであろうと心を痛めてこのような嘆願書を提出した。一月十一日定昭が帰城し、戦争の経緯を聞いた勝成はさらに苦悩した。松山城が官軍に占領され、藩は取り潰し、松平家は断絶するであろうと心配し、夜も眠れなかつた。

四、藩論分裂から恭順へ

朝廷の松山藩処分の様子は、藩の隠密によって刻々と国元に報告された。さらに土佐藩前藩主山内容堂は、久万山郷の庄屋共を高知城下と呼び寄せ、「松山城重臣へ其方共心得を以て注進致すべし」と御沙汰書の写が与えられた。松山藩では、藩主・家老をはじめ藩士たちは、次々に伝わってくる厳しい処分に一大衝撃を受けた。城下においては、たちまち広がった朝敵の布告に、町家、農民に至るまで、藩は今後どうなるのかと心配の声がひろがった。



藩士大書院登城

城中では一月十二日から大書院で大評定が開かれ、大殿勝成・若殿定昭、各家老以下士分一同が集合した。この席で定昭は「余としては、朝敵とされるいわれはないと確信する。無実の罪をもつて征伐されるとは心外である。よつて朝敵ならざる旨を申し開きたい。もし御聴許なく、官軍が攻めてくるならば、初志を貫くため徹底的に抗戦し、城を枕に討死する覚悟である」と固い決意が述べられた。
家老以下士分の意見は二分して激論となつた。一部の家老と若侍たちは定昭に同調し、抗戦を主張した。だが老臣たちは朝敵となつて戦えば、藩は取り潰しになることは明らかであると反論した。「在坂家老の措置が適切でなかつたのではないか、責任者を処分して、朝廷に謝罪すべきであろう。」

速やかに恭順して藩主・藩領の安泰を図るべきである」として恭順を主張した。討議は、抗戦派と恭順派に分かれて、まとまることなく連日続き、論議が繰り返された。

そのうち、各地から帰藩して行く藩の隠密は、恐るべき松山藩征討軍進発準備の様態であった。土佐藩は朝命により、約二千ともいわれる出陣の準備中であり、隣国の新谷・大洲・宇和島、海を越えて長州・福山の各藩などが出陣の準備をしているとの情報であった。最も恐ろしいのは、長州藩が長州征伐における松山藩の大島焼討ちの仕返しに、松山城をはじめ城下を焼き払いにするという噂であった。松山城は、数千の官軍に包圍されてしまうことは明らかとなっていた。城下では、今にも官軍が攻め寄せてくるだろうと噂され、なかには家財をまとめて近郷へ転出する町人もあった。



第14代藩主、松平定昭肖像

この時期、藩主定昭はまだかたくなに抗戦の態度であったが、隠居の勝成は早くから恭順の意向であった。討議も出尽くした時期、筆頭家老の奥平弾正が発言した。「各々方の意見を伺ったが、それでは拙者の所見を申し上げる。朝廷はそれなりの事由をもって決したことであり、朝敵の儀は覆すことはできません。城下で官軍に抗戦すれば我らは賊軍となり、藩は取り潰し、お家断絶は必定、松平家は先祖に何と申し上げるや、さらに城下では科なき領民を苦しめ、各々方もたちまち路頭に迷うことになるう、一時の感情にとらわれ

ず、冷静に熟慮が肝心である。朝敵となり抗戦の義は反対である。恭順をご承諾なくば屋敷に引き籠り切腹仕る」と進言して退出した。彈正の声涙ともに下る訴えに、定昭もようやく心を動かされ恭順に傾いてきた。一月十九日には謹慎中の彈正に「若殿恭順」の知らせがあり、彈正の切腹は取り止められた。この間、学者三上是庵の恭順進言もあった。さらに土佐藩問罪使が山内容堂の親書を持参し、速やかに服罪恭順をすすめられた。二十日には恭順に決定し、領内各地にお触れ書が出された。二十五日、城下はすっかり夜のとなり包まれた午後八時ころ、両殿は麻袴姿で駕籠に乗り城を出た。見送る家臣には、悲しみの涙があふれていた。

五、土佐藩の出陣・進駐

慶応四年一月十一日、朝廷は土佐藩主へ次の勅書を発せられ、錦旗を下賜された。

勅書

土佐少将江 徳川慶喜反逆妄挙ヲ助候条、其罪天地ニ不可容候間、讃州高松、豫州松山、同川之江始メ、是迄幕領、惣而征伐没収可有之被仰出候、宜軍威ヲ嚴ニシ、速ニ可奏追討之功旨、御沙汰候事、
正月十一日
但、両國中幕領之義ハ勿論、幕吏卒ノ領地ニ至迄、惣而取調、言上可有之、且又人民鎮撫、偏ニ可致王化様可致処置候事、
土佐少将江 征討被仰付候ニ付、御紋付御旗ニ流下賜候事、
正月

土佐藩では直ちに高松・松山征討出兵のため、隊の編成・兵糧や

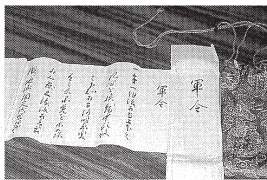
武器弾薬の調達をすすめた。松山征討軍は一月二十日、本藩家老深尾左馬之助を総督、佐川家老深尾刑部を副総督に命ぜられた。さらに深尾刑部には、藩主から次の令書が申し渡された。

令
此度松山討手申付敵地へ罷越候上生殺之權委任之職申迄モ無之候得共万一配下妄之舉動致候義モ難計時宜専決鎮撫方肝要存候猶此旨申聞置候也
正月
深尾 刑部殿
土佐守

別紙之通被 仰付候ニ付速ニ出兵申付候此旨可相心得者也
軍令

- 一 第一作法相守上下ノ禮分ヲ慎就中頭役之下知相守何時急變有之共不覺ヲ不取様相心懸且隊伍相立候節猥リニ他隊ニ相交儀堅禁之
- 一 備押ノ節部隊前後ノ次第混乱致間敷事
- 一 猥リニ人家ニ立入事停止之若不得止儀有之節八頭役へ相達可受指圖事
- 一 吉祥性異ノ沙汰流言等致間敷事
- 一 無故會合飲食等催候義禁制之事
- 一 軍中敵軍ノ強弱ハ私同士事宜者

詳論致間敷事
一 兩人シテ敵一人ヲ討取候類有之シ時争功致間敷若争奪者有之候ハ、具ニ頭取へ訴出ヘキ事
一 進ミ口ニ於テ頭役戦傷ノ力士ト致候時ハ家来此ハ保護ノ力士ト共ニ取退クヘシ平士ノ戦傷ハ力士ノ取扱タルヘシ縦令父子間タリトモ決シテ願望致間敷候尤退口ニ互ニ相助候様可致事
右之條々於令違背者軍法可處者也
辰正月 土佐守 豊範 花押
深尾刑部殿



松山征伐時の軍令

一月二十一日総督深尾左馬之助率いる本隊は城下を進発、副総督深尾刑部率いる佐川隊は二十日進発、越知で合流した。両隊はしんと降りしきる雪中を、エイエイと声を合わせて鼓舞しながら仁淀川を渡り、街道最大の難所、黒森越えで池川に宿営した。街道の村々では、草鞋・松明・弁当などの提供を命ぜられていた。

